

## 「延長保育事業」について

## 1. 事業の目的

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う、保育時間の延長の需要に対応する事業です。

## 2. 利用できる方

保護者の就労時間や通勤時間の増加、急な残業その他緊急やむを得ない事由により、延長が必要であると認められる児童

## 3. 利用時間と利用料金

## ◎ 1号認定子どもの利用負担

7:30	8:30		13:00		17:00	18:00		
100円	100円	無料	教育・保育時間 1号利用者負担額	無料	400円	無料	100円	100円
8:00	9:00		13:30		17:30	18:30		

\* 18:31~19:00 は別途延長料金 500 円を徴収させていただきます。

\* 19:01 以降、開園時間を超えた場合は、別途増額した料金を徴収させていただきます。

## ◎ 2号・3号認定子どもの利用負担（保育短時間）

7:30	9:00		17:00	18:00		
100円	100円	無料	教育・保育時間	無料	100円	100円
8:00	8:30		17:30	18:30		

\* 18:31~19:00 は別途延長料金 500 円を徴収させていただきます。

\* 19:01 以降、開園時間を超えた場合は、別途増額した料金を徴収させていただきます。

## ◎ 2号・3号認定子どもの利用負担（保育標準時間）

\* 18:31~19:00 延長料金 500 円を徴収させていただきます。

\* 19:01 以降、開園時間を超えた場合は、別途増額した料金を徴収させていただきます。

## 4. 利用料は、1ヶ月分をまとめて、次の月の指定日に引き落としとなります。

卒園や転園された場合は、4月末まで、金融機関等の口座を残しておいてください。  
月単位で利用されたい方は園長に申し出てください。

## 5. 利用方法等

- 保育短時間の方で、早朝の延長保育を希望される方は、前日までに連絡して下さい。
- 当日に急な残業、その他緊急やむを得ない事由が生じて、延長保育を利用される場合は、当日の午後 6 時まで園に連絡してください。  
連絡がなくて超えた場合も利用料は必要となります。
- 利用証に、迎えの時間と保護者のサインを記入してください。